

議案第77号

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後（新） | 改正前（旧） |
|---|--|
| <p>（設置）</p> <p>第1条 市民の心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、青少年の体力向上及び人格形成並びに地域の一体感及び活力の醸成に資する生涯スポーツ活動の推進を図るため、学校跡地を利用した運動場（以下「運動場」という。）を設置する。</p> <p>（設置場所等）</p> <p>第2条 運動場の名称、施設及び設置場所は、別表のとおりとする。</p> <p>（使用期間及び使用時間）</p> <p>第3条 <u>運動場を使用できる期間は、1月4日から12月28日までの間とする。</u></p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 市民の心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、青少年の体力向上及び人格形成、<u>地域の一体感及び活力の醸成</u>に資する生涯スポーツ活動の推進を図るため、学校跡地を利用した運動場（以下「運動場」という。）を設置する。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 運動場の名称、施設及び設置場所は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>（運動場の使用）</p> <p>第3条 <u>運動場を使用できる期間及び時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは</u></p> |

2 運動場を使用できる時間は、次のとおりとする。

(1) 多目的運動場 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 4月1日から10月31日まで 午前9時から午後5時まで（夜間照明を使用する場合にあっては、午後5時から午後9時まで）

イ 11月1日から翌年の3月31日まで 午前9時から午後4時まで

(2) 体育館及び武道場 次に掲げる曜日の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後9時まで

イ 日曜日及び土曜日 午前9時から午後5時まで

(3) 前号アの場合において、使用する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、同号イに定める時間とする。

3 市長は、特別な理由があると認めるときは、第1項の使用期間及び前項の使用時間を変更することができる。

（使用の制限）

第6条 市長は、運動場の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

、これを変更することができる。

（新設）

（新設）

（管理員）

第6条 運動場の適切な管理のため、各運動場に管理員を置く。

（新設）

（新設）

（新設）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める
とき。

(削る)

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認
めるときは、第5条の使用許可を取り消し、又は停止するこ
とができる。

(1) 第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反した
とき。

(2) 第6条各号の規定に該当したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の取消し等により使用者が損害を受けることがあつて
も、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、運動場の使用を終了したとき又は前条第
1項の規定により使用できなくなったときは、直ちに原状に
復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、運動場の使用に際して、故意又は過失に
より施設又は備付けの器具を毀損し、又は滅失したときは、
市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(委任)

(新設)

2 管理員は、市長の指示を受け、運動場を管理するものとす
る。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者がこの条例及びこの条例に基づく規則
に違反した場合、あるいは偽りその他不正な手段により使用
許可を受けたときは、その使用を停止し、又は使用の許可を
取り消すことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の取消し等により、使用者が被った損害又は使用者が
第三者に与えた損害に対し、市長は一切の責を負わないもの
とする。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、その使用後又は前条の規定により使用を
停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ち
に設備その他を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、運動場の使用に際して_____
_____施設及び備付け物件をき損又は滅失したときは、市長の
認定するところによりその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第2条関係）

| 名称 | 施設 | 設置場所 |
|--------|------------------------------------|------|
| 佐久山運動場 | 多目的運動場（ <u>夜間照明</u> ） _____ 武道場 | （略） |
| （略） | | |
| 黒羽運動場 | 多目的運動場 _____ | （略） |
| （略） | | |
| 川西運動場 | 多目的運動場 _____ | （略） |
| （略） | | |
| 両郷運動場 | 多目的運動場 _____ | （略） |
| （略） | | |

（削る）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1（第2条関係）

| 名称 | 施設 | 設置場所 |
|--------|-----------------------------------|------|
| 佐久山運動場 | 多目的運動場（ <u>夜間照明付</u> ） 体育館 武道場 | （略） |
| （略） | | |
| 黒羽運動場 | 多目的運動場 体育館 | （略） |
| （略） | | |
| 川西運動場 | 多目的運動場 体育館 | （略） |
| （略） | | |
| 両郷運動場 | 多目的運動場 体育館 | （略） |
| （略） | | |

別表第2（第3条関係）

1 利用できる期間

1月4日から12月28日まで

2 利用できる時間

(1) 多目的運動場

| 利用できる時間 | |
|------------------------------------|-----------------------|
| <u>4月1日から10月31日まで</u> | <u>11月1日から3月31日まで</u> |
| 午前9時から午後5時まで（ <u>夜間照明を使用する場合は、</u> | <u>午前9時から午後4時まで</u> |

| | |
|----------------|--|
| 午後5時から午後9時まで。) | |
|----------------|--|

(2) 体育館・武道場

| 利用できる時間 | |
|--------------|--------------|
| 土曜・日曜・祝日 | 平日 |
| 午前9時から午後5時まで | 午前9時から午後9時まで |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。